

7 介護人材確保の推進等に係る施策の充実

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 介護人材の安定的な確保を図るため、介護福祉士国家資格を有する職員が、将来に希望を持って介護職に従事し、働き続けることができるよう、キャリアパスの仕組みを構築するとともに、介護福祉士の人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。
また、2019年10月から実施が予定されている「新しい経済政策パッケージ」に基づく介護人材の処遇改善を確実に実現するとともに、「勤続年数10年以上の介護福祉士」以外の職員も対象となるような制度設計とすること。
- 2 市町の在宅医療・介護連携に係る取組を支援するため、国が把握している在宅医療や介護に係るレセプトデータ等の情報共有を推進するとともに、データ分析や市町の取組のフォローアップ等に係る研修を実施するなど、都道府県が実施する市町村支援の充実に図ること。
- 3 療養病床から介護保険施設等への転換に係る補助金等の予算を確保するとともに、転換支援に係る優良な取組事例等の情報提供を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 介護人材の確保にあたっては、新規参入を促進するとともに、介護従事者が、その能力と職責に応じて適切に評価され、キャリアアップを図っていくことができる環境を整えることが重要ですが、介護職については、介護福祉士国家資格を取得しても、その資格が適切に評価されていないため、キャリアアップの仕組みが定着しづらい要因の一つとなっています。
介護福祉士国家資格を有する介護職員が、将来に希望を持って介護職に従事し、生涯の職業として働き続けることができるよう、キャリアパスの仕組みを構築するとともに、介護福祉士の人材配置に係る介護報酬上の評価を行うことが必要です。
また、2019年10月から実施が予定されている「新しい経済政策パッケージ」に基づく介護人材の処遇改善を確実に実現するとともに、「勤続年数10年以上の介護福祉士」以外の職員も対象となるような制度設計とすることが求められています。
- 2 平成30年度から、介護保険法に基づく在宅医療・介護連携推進事業が全ての市町村で実施されます。本県でも、平成30年4月に医療担当課と介護担当課を同一の部局に配置する部局再編を行い、医療と介護に係る取組を一体的に推進する体制を整えたところです。
在宅医療・介護に係る資源の状況は地域によって様々なことから、市町村は医療・介護に係る客観的データに基づき地域分析を行った上で課題を把握し、地域の実情に合わせた取組を進めることが必要であり、都道府県にはデータの提供や分析、取組のフォローアップ等の市町村支援が求められています。
- 3 本県では、平成29年9月に療養病床を有する事業者を対象に介護医療院等への転換意向調査を行いました。介護医療院の基準や報酬が不明な時点での調査であったため、「未定」とする回答が多くを占めました。その後、基準の緩和、転換した場合の加算など各種転換促進策等を含む基準や報酬が定められたことから、今後、再度、転換意向調査を行うとともに、事業者に対する説明会を行うこととしています。
療養病床から介護医療院を含む介護保険施設等への転換については、「地域医療介護総合確保基金」および「病床転換助成事業交付金」を活用して各事業所の転換時期に応じた補助金執行を行うとともに、全国の転換支援に係る取組事例等の情報共有が必要です。

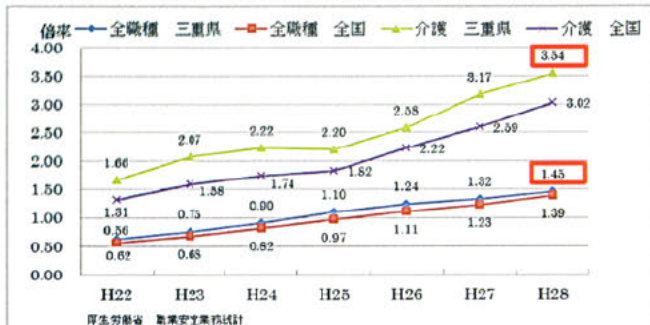
事務担当 医療保健部長寿介護課
関係法令等 介護保険法

7 介護人材確保の推進等に係る施策の充実

(厚生労働省)

三重県の介護人材の現状

三重県の介護職種の有効求人倍率は全職種の2倍以上



<三重県の取組>

- ・職場環境の改善に積極的に取り組む事業所が社会的に評価される仕組みづくり
- ・地域の元気な高齢者による三重県発の「介護助手」の導入・定着に向けた支援

【いずれも平成30年度】

○介護福祉士の離職理由(※複数回答)

- ・収入が少なかった: 23.6%
- ・将来のキャリアアップが見込めなかった: 8.9%

○介護福祉士の勤続年数(※その他は未回答)

- ・10年未満: 68.1%
- ・10年以上: 30.2%

「平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」

○2019年10月からの処遇改善

⇒対象者について、三重県でも「勤続年数10年」に満たない職員も対象となるようにしてほしいとの声がある。

課題

- 将来に希望を持って介護職に従事し、生涯の職業として働き続けることができる仕組みの構築

三重県の在宅医療・介護連携の現状

関係者との意見交換や市町へのヒアリングを通じて、在宅医療・介護の提供体制の整備に関する課題を把握

<三重県の取組>

在宅医療・介護連携推進事業
(介護保険法により規定)

在宅医療フレームワーク
(在宅医療推進懇話会にて策定)

資源の把握、課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療提供体制、情報共有体制、相談支援体制などの3つの取組

在宅医療体制の整備に取組む必要と考えられる構成要素に基づいた一定の枠組みを提示(定性的・定量的指標)

市町を支援

- 在宅医療・介護連携推進のための地域別広域調整会議(地域の取組を支援)
- 市町ヒアリング(個別に支援)

各市町の取組状況の把握 対応策の検討 先進的な取組事例の共有

課題

- ノウハウ不足や連携不足等により取組の進捗に地域差

三重県の療養病床の現状

平成29年9月に行った三重県の療養病床の転換意向調査では、転換について「未定」とする医療機関が多くを占める結果

調査時点における転換についての意向(転換先)	医療保険の病床	介護保険の施設	病床廃止	未定(未回答を含む)
療養病床 許可数 H29.7.1 現在	医療保険 適用 3,744	2,142	2	83
	介護療養型 医療施設 481	74	5	0
				1,517
				402

<三重県の取組>

- ・介護医療院の基準・報酬が明らかとなったため、再度、転換意向調査を実施

【平成30年度】

課題

- 療養病床から介護医療院等への円滑な転換を図るための支援

【提言・提案項目】

- 1 介護人材の安定的な確保を図るため、介護福祉士国家資格を有する職員が、将来に希望を持って介護職に従事し、働き続けることができるよう、キャリアパスの仕組みを構築するとともに、介護福祉士の人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。
また、2019年10月から実施が予定されている「新しい経済政策パッケージ」に基づく介護人材の処遇改善を確実に実現するとともに、「勤続年数10年以上の介護福祉士」以外の職員も対象となるような制度設計とすること。
- 2 市町の在宅医療・介護連携に係る取組を支援するため、国が把握している在宅医療や介護に係るレセプトデータ等の情報共有を推進するとともに、データ分析や市町の取組のフォローアップ等に係る研修を実施するなど、都道府県が実施する市町村支援の充実を図ること。
- 3 療養病床から介護保険施設等への転換に係る補助金等の予算を確保するとともに、転換支援に係る優良な取組事例等の情報提供を行うこと。

【医療保健部】